

台湾の移転価格税制の重要な特徴

台湾で取引を行う際は、移転価格税制を理解することが不可欠です。台湾の複雑な税務環境についてどのように対応すべきかを理解するため、グラント・ソントン台湾より、台湾の移転価格税制の重要な特徴を以下の通りご紹介致します。

次の法令規定は、台湾の移転価格税制の実務において重要です。

- 移転価格審査準則
- 台財税字第 09404587580 号通達（移転価格に関する開示要求について）
- 台財税字第 09404587590 号通達（移転価格報告書の代替文章として関連企業間取引のベンチマークを使用できる場合の規定）

営利事業所得税（法人税）申告のための開示要求

開示が必要な範囲は、状況によって異なります。持ち株や税額、関連企業間取引の金額などの要因に応じて、開示不要、限定開示または全面開示が要求されます。

開示不要

次の基準のうち 1 点を満たす事業者は、営利事業所得税申告において、関連企業間取引を開示する必要はありません。

- 申告年度における経常・経常外収入の総額が、3,000 万新台湾元以下の場合。
- 事業者が台湾域外に関連企業を有さず、年間で受けている租税優遇が 50 万新台湾ドル未満、

欠損控除額が年間 200 万新台湾ドル未満、かつ年間の経常・経常外収入の総額が 3 億新台湾ドル以下の場合。

限定開示

開示が必要な事業者のうち、関連企業との年間取引総額が 5,000 万新台湾ドル以下である、またはすべての関連者との年間取引総額が 2,500 万新台湾ドル以下である者は、「多額の」関連企業間取引を開示するだけです。

多額の取引とは、総額 1,200 万新台湾ドルを超える関連企業との取引、または総額 600 万新台湾ドルを超える関連者との取引を指します。

全面開示

開示が必要な事業者のうち、関連企業との年間取引総額が 5,000 万新台湾ドルを超える、またはすべての関連者との年間取引総額が 2,500 万新台湾ドルを超える者は、個別の取引額に関わらず、行ったすべての関連企業間取引を開示しなければなりません。

移転価格開示要求の詳細は、台財税字第 09404587580 号通達をご参考下さい。

移転価格報告書を代替する証憑

次の基準のうち 1 点を満たす事業者は、詳細な移転価格報告書の代わりに、その移転価格の正当性を証明する文書を使用できます。

- 申告年度における売上高及び営業外収益の総額が 3 億新台幣ドル未満の場合。
- 申告年度における売上高及び営業外収益の総額が、3 億新台幣ドル以上 5 億新台幣ドル未満であり、事業者が 200 万新台幣ドルを超える租税優遇を受けておらず、申告年度の欠損控除額が 800 万新台幣ドルを超えておらず、かつ台湾域外に関連企業を有していない場合。
- 関連企業間の年間取引総額が、2 億新台幣ドル未満である。

代替文書

代替文書は、次のいずれか 1 点が含まれます。

- 公開入札書類
- 時価情報
- 有資格の専門家・機関が作成した不動産鑑定報告書
- 海外の関連企業が作成した移転価格調査報告書（海外の移転価格報告書の内容が、台湾の移転価格審査準則と大きく異なる場合は、状況に応じた調整や修正が必要）
- 移転価格審査準則の第 7 条 1 項を満たすその他の書類。同項では、以下の原則に従うことが必要です。
 1. 比較可能原則
 2. 最適な関連者間取引の評価方法の採用
 3. 個別の取引ごとの評価
 4. 当該年度データの使用
 5. 独立企業間価格レンジの使用
 6. 損失原因の分析
 7. 収益および費用の分離評価
 8. 財政部（MOF）が定めた他の独立企業間原則

詳細な移転価格報告書の代替証憑を関連企業間取引のベンチマークとすることができる場合について、詳細は、台財税字第 09404587590 号通達をご参考下さい。

営利事業所得税申告の手続き

事業者は、営利事業所得税申告書のチェックボックスにチェックマークを入れて、移転価格報告書を用意する必要があるか否かを示さなければなりません。この報告書が必要な場合には、事業者は 2 つ目のチェックボックスにチェックマークを入れ、移転価格報告書がすでに完成しており、その時点で提示できる状態にあるか否かを示す必要があります。

事業者が移転価格報告書を作成しなければならない場合、その事業者の税務監査を受託した公認会計士は、税務監査報告書において、移転価格報告書が台湾の移転価格審査準則に則って作成されたか否か、また税額調整の必要性について記載しなければなりません。

挙証責任

移転価格が独立企業間価格のレンジ内であることを挙証する責任は納税者にあります。事業者には、適切な書類を確実に揃えることが求められます。

期限延長

移転価格審査準則の第 22 条に基づき、事業者は、税務署員の要請により、移転価格報告書の提出を最大で 2 カ月延長できます。営利事業所得税の申告期限は、会計年度の終了日から 5 カ月です。事業者が、営利事業所得税申告書において、移転価格報告書が未完成である旨のチェックボックスにチェックマークを入れると、税務署員の注意を喚起し、その税務署員による税務調査が行われる可能性があります。この調査は、納税者に資料準備のかなりの時間と労力を強いるだけでなく、税額調整による課税リスクをもたらします。

当事務所からのご提案

グラント・ソントン台湾は、クライアントの皆様
に、移転価格ポリシーを定期的に見直し、営利事
業所得税の申告期限前に、必要な書類を揃えるた
めの対策を取ることをお勧めしています。

移転価格報告書の代替文書を用いることのできる
事業者でも、関連企業間取引を確実に独立企業間
価格のレンジ内で行う必要があります。適切な代
替文書が何かを特定できない場合は、当事務所の
移転価格のスペシャリストたちと共に代替的な解
決策を検討することができます。

Jay Lo

T +886 2 2789-0887 ext 314

E jay.lo@tw.gt.com

5th Floor No. 21
Zhongxiao East Road
Section 6
Taipei 11575
R.O.C.

www.grantthornton.tw

This fact sheet is issued in summary form exclusively for the information of clients and staff of Grant Thornton and should not be used or relied upon as a substitute for detailed advice. Accordingly Grant Thornton accepts no responsibility for any loss that occurs to any party who acts on the information contained herein without further consultation with us.

Member firm within Grant Thornton International Ltd.

© Grant Thornton 2019. All rights reserved.